

次世代型果樹園モデル実証事業実施要領

(趣旨)

第1条 次世代型果樹園モデル実証事業（以下「本事業」という）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号（以下「規則」という。））及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 果樹は、技術を要し、機械化が困難な作業が多いことから、労働生産性が低く、規模拡大が難しい。そのため、高齢化による離農、担い手不足が著しく、新規参入のハードルも高いことにより産地の縮小が懸念される。担い手が減少する中で生産力を維持するためには、果樹経営の変革が必要である。本事業は、省力化栽培技術とスマート機器装備による労働生産性の高い果樹経営のモデル実証を行い、1戸あたり経営面積の拡大による生産力の維持を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、別紙1のとおりとする。

(採択基準)

第4条 補助採択基準は、別紙1のとおりとする。

(事業実施計画承認申請及び補助金交付申請)

第5条 次に掲げる計画書は、別記第1号様式によるものとする。

- (1) 要項第3条の事業実施計画書
- (2) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- (3) 要項第6条第2項第1号の事業計画書
- (4) 要項第8条第2項の事業変更計画書

(事業の補助金等交付決定前着手)

第6条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書の様式は、別記第2号様式とする。

(事業実績報告)

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式によるものとする。

(事業実施状況報告)

第8条 事業主体は、事業実施年度から3年間、毎年事業計画に定めた目標に対する実施状況を翌年度の7月までに別記第4号様式により知事に報告するものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 要項第17条第1項に規定する別に定める期間は、別紙2に定める期間とする。

(事業の推進)

第10条 事業の実施に当たっては、初期の目的を達成するため、行政、農業団体等の関係機関は相互の連携に努め、事業の円滑な推進を図るものとする。

(雑則)

第11条 県は必要に応じて事業主体等に対し、事業の実施状況及び経理内容等について報告を求めることができるものとする。また、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求め、現地調査等を実施することができる。

2 本事業の実施にあたって、事業主体は、災害や管理作業の危険性がないように対策を講じること。

3 本事業の実施にあたって、事業主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事に報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

4 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。